

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年2月21日（令和5年（行個）諮問第47号ないし同第60号）

答申日：令和6年2月8日（令和5年度（行個）答申第170号ないし同第183号）

事件名：特定部署に存在する平成19年度を対象年度とする本人に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に関する件

特定部署に存在する平成20年度を対象年度とする本人に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に関する件

特定部署に存在する平成21年度を対象年度とする本人に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に関する件

特定部署に存在する平成22年度を対象年度とする本人に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に関する件

特定部署に存在する平成23年度を対象年度とする本人に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に関する件

特定部署に存在する平成24年度を対象年度とする本人に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に関する件

特定部署に存在する平成25年度を対象年度とする本人に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に関する件

特定部署に存在する平成26年度を対象年度とする本人に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に関する件

特定部署に存在する平成27年度を対象年度とする本人に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に関する件

特定部署に存在する平成28年度を対象年度とする本人に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に関する件

特定部署に存在する平成29年度を対象年度とする本人に係る保有個人情報不開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

特定部署に存在する平成30年度を対象年度とする本人に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に関する件

特定部署に存在する平成31・令和元年度を対象年度とする本人に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に関する件

特定部署に存在する令和2年度を対象年度とする本人に係る保有個人情報不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書11に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し、その全部を不開示とし、別紙の2に掲げる文書1ないし文書10及び文書12ないし文書14に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）を保有していないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報1を特定したこと及び本件対象保有個人情報2を保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）77条1項の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年7月11日付け防官文第13404号、同第13405号、同第13406号、同第13407号、同第13408号、同第13409号、同第13410号、同第13411号、同第13412号、同第13413号、同第13414号、同第13415号、同第13416号及び同第13417号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分14」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定を求める。

### 2 審査請求の理由

#### (1) 審査請求書

審査請求人は公益通報をしており、公益通報担当課の文書課にフォローアップ報告書等の関連文書があるはずである。審査請求人が現役隊員であるにもかかわらず、フォローアップ報告書等を、保存期間満了により漫然と破棄しているとすれば、それは文書課、ひいては防衛省が公益通報者保護に無関心だということである。

#### (2) 意見書

審査請求人は、平成19年～令和4年にかけて公益通報をしている。内部部局大臣官房文書課（公益通報担当課）には、フォローアップ関連資料があるはずである。審査請求人が現役職員（現役隊員）であるのに、文書保存期間が満了したからといって、漫然と破棄するとは考えられない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、別紙の2に掲げる14文書（本件対象保有個人情報）のう

ち、本件対象保有個人情報2については、これに該当する保有個人情報が記録されている行政文書の保有を確認することができなかつたため、法82条2項の規定に基づき、令和4年7月11日付け防官文第13404号、同第13405号、同第13406号、同第13407号、同第13408号、同第13409号、同第13410号、同第13411号、同第13412号、同第13413号、同第13415号、同第13416号及び同第13417号により文書不存在による原処分1ないし原処分10及び原処分12ないし原処分14を行った。

また、本件対象保有個人文書1については、これに該当する保有個人情報として、「開示請求された「内局文書課に存在する、請求者を本人とする保有個人情報一切。（対象年度：平成29年度、探索場所：文書課本課（公文書管理室は含まない））」に係る行政文書」を特定し、法82条2項の規定に基づき、令和4年7月11日付け防官文第13414号により原処分11を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 本件対象保有個人情報2の保有の有無について

本件対象保有個人情報2が記録されている行政文書については、大臣官房文書課の書棚並びに保管庫内を探索するとともに、電磁的記録を情報システムにより探索したが、当該行政文書の存在を確認することができなかつたため、文書不存在により不開示としたものである。

#### 3 法78条の該当性について

本件対象保有個人情報1については、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれており、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができ、又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条2号及び7号柱書きに該当するため不開示とした。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「審査請求人は公益通報をしており、公益通報担当課の文書課にフォローアップ報告書等の関連文書があるはずである。審査請求人が現役隊員であるにもかかわらず、フォローアップ報告書等を、保存期間満了により漫然と破棄しているとすれば、それは文書課、ひいては防衛省が公益通報者保護に無関心だということである。」として、原処分の取消し及び文書の再特定を求めるが、上記2のとおり、本件対象保有個人情報2が記録されている行政文書の存在を確認することができなかつたため、文書不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

また、上記3のとおり、法78条該当性を十分に検討した結果、本件対象保有個人情報1については、法78条2号及び7号柱書きに該当するため、不開示としたものであり、また、本件審査請求を受け、念のため、関係部署において、本件対象保有個人情報1以外に本件開示請求に該当する個人情報を保有していないか改めて探索を行い、それらがすべてであることを確認した。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年2月21日 諮問の受理（令和5年（行個）諮問第47号ないし同第60号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年3月22日 審査請求人から意見書を収受（同上）
- ④ 令和6年1月11日 審議（同上）
- ⑤ 同年2月1日 令和5年（行個）諮問第47号ないし同第60号の併合及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報1が記録された文書を特定し、その全部を不開示とし、本件対象保有個人情報2が記録された文書は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し及び文書の再特定を求める旨主張するが、審査請求書の内容に鑑みれば、具体的には本件対象保有個人情報の保有の有無及び特定の妥当性を争うものと解される。

諮問庁は、本件対象保有個人情報1が記録された文書を特定し、その全部を不開示とし、本件対象保有個人情報2が記録された文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無及び特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無及び特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無及び特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言を踏まえると、審査請求人は、各年度における大臣官房文書課本課（以下「文書課」という。）が保有する個人情報のうち、同課公文書管理室（以下「公文書管理室」という。）の保有分

を除いた審査請求人を本人とする保有個人情報記録された文書の開示を求めているものと解した。

イ 文書課は、防衛省組織令（昭和29年政令第178号）13条各号に掲げる業務を担っており、当該業務において作成・取得し保有する個人情報のうち、対象年度に係る審査請求人を本人とする保有個人情報記録された文書について、公文書管理室を除く文書課の管理する書庫及び文書保管庫内並びに情報システムの探索を行ったものの、本件対象保有個人情報2が記録された文書の存在を確認できなかったことから、文書不存在としたものであり、本件審査請求を受けて、念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認することはできなかった。

ウ 本件対象保有個人情報1は、上記イの探索において、審査請求人と一致する個人情報（姓及び階級）が文書中に記録されていたことから、特定したものであるが、本件対象保有個人情報1の外に本件請求保有個人情報に該当する個人情報が記録された文書の存在は確認できなかった。

本件審査請求を受け、念のため、関係部署において、本件対象保有個人情報1の外に本件請求保有個人情報に該当する個人情報を保有していないか改めて探索を行い、それが全てであることを確認した。

エ なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書において、「審査請求人は公益通報をしていることから、公益通報担当課（文書課）には、フォローアップ報告書等の関連資料があるはずである。」と主張するが、上記イ及びウの探索にあっては、対象年度に係る公益通報に関連する文書も全て確認を行った上で、本件対象保有個人情報1を特定しており、この外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報が記録された文書の存在を確認できなかったことから、文書不存在としたものである。したがって、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 審査請求人の主張するフォローアップ報告書について確認したところ、諮問庁は、防衛省では公益通報案件についてフォローアップ報告をする旨定めているとのことであった。

フォローアップ報告書を含め、本件対象保有個人情報1の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報は確認できなかった旨の上記

(1) エの諮問庁の説明につき、諮問庁に追加的な説明を求めたものの、諮問庁からは、上記(1)エにおいて説明した以上の事情は確認できないとの回答しか得ることができなかった。当該説明はにわかに首肯し難いものの、当審査会事務局職員をして防衛省の公益通報ウェブサイトを確認させたところ、公益通報先として外部弁護士によるヘルプライン窓口が設けられており、同窓口に対して通報した場合には、公益通報者の

承諾がない限り、ヘルプライン窓口から防衛省本省には匿名で連絡されるとの記載も認められる以上、再度の探索を行ったが本件対象保有個人情報1の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在は確認できなかったとの上記(1)ウ及びエの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情は見いだせない。

また、本件請求保有個人情報が記録された文書の探索範囲も不十分であるとはいえず、審査請求人において本件請求保有個人情報に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、防衛省において、本件対象保有個人情報1の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報1を特定し、その全部を不開示とし、本件対象保有個人情報2を保有していないとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象保有個人情報1の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報1を特定したこと及び本件対象保有個人情報2を保有していないとして不開示としたことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

## 別紙

### 1 (本件請求保有個人情報)

- (1) 内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度：平成19年度，探索場所：文書課本課(公文書管理室は含まない))
- (2) 内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度：平成20年度，探索場所：文書課本課(公文書管理室は含まない))
- (3) 内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度：平成21年度，探索場所：文書課本課(公文書管理室は含まない))
- (4) 内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度：平成22年度，探索場所：文書課本課(公文書管理室は含まない))
- (5) 内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度：平成23年度，探索場所：文書課本課(公文書管理室は含まない))
- (6) 内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度：平成24年度，探索場所：文書課本課(公文書管理室は含まない))
- (7) 内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度：平成25年度，探索場所：文書課本課(公文書管理室は含まない))
- (8) 内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度：平成26年度，探索場所：文書課本課(公文書管理室は含まない))
- (9) 内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度：平成27年度，探索場所：文書課本課(公文書管理室は含まない))
- (10) 内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度：平成28年度，探索場所：文書課本課(公文書管理室は含まない))
- (11) 内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度：平成29年度，探索場所：文書課本課(公文書管理室は含まない))
- (12) 内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度：平成30年度，探索場所：文書課本課(公文書管理室は含まない))
- (13) 内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度：平成31・令和元年度，探索場所：文書課本課(公文書管理室は含まない))
- (14) 内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度：令和2年度，探索場所：文書課本課(公文書管理室は含まない))

## 2 (本件対象保有個人情報)

- 文書1 開示請求された「内局文書課に存在する、請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度:平成19年度,探索場所:文書課本課(公文書管理室は含まない))」に係る行政文書
- 文書2 開示請求された「内局文書課に存在する、請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度:平成20年度,探索場所:文書課本課(公文書管理室は含まない))」に係る行政文書
- 文書3 開示請求された「内局文書課に存在する、請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度:平成21年度,探索場所:文書課本課(公文書管理室は含まない))」に係る行政文書
- 文書4 開示請求された「内局文書課に存在する、請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度:平成22年度,探索場所:文書課本課(公文書管理室は含まない))」に係る行政文書
- 文書5 開示請求された「内局文書課に存在する、請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度:平成23年度,探索場所:文書課本課(公文書管理室は含まない))」に係る行政文書
- 文書6 開示請求された「内局文書課に存在する、請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度:平成24年度,探索場所:文書課本課(公文書管理室は含まない))」に係る行政文書
- 文書7 開示請求された「内局文書課に存在する、請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度:平成25年度,探索場所:文書課本課(公文書管理室は含まない))」に係る行政文書
- 文書8 開示請求された「内局文書課に存在する、請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度:平成26年度,探索場所:文書課本課(公文書管理室は含まない))」に係る行政文書
- 文書9 開示請求された「内局文書課に存在する、請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度:平成27年度,探索場所:文書課本課(公文書管理室は含まない))」に係る行政文書
- 文書10 開示請求された「内局文書課に存在する、請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度:平成28年度,探索場所:文書課本課(公文書管理室は含まない))」に係る行政文書
- 文書11 開示請求された「内局文書課に存在する、請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度:平成29年度,探索場所:文書課本課(公文書管理室は含まない))」に係る行政文書
- 文書12 開示請求された「内局文書課に存在する、請求者を本人とする保有個人情報一切。(対象年度:平成30年度,探索場所:文書課本課(公文書管理室は含まない))」に係る行政文書

文書13 開示請求された「内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。（対象年度：平成31・令和元年度，探索場所：文書課本課（公文書管理室は含まない））」に係る行政文書

文書14 開示請求された「内局文書課に存在する，請求者を本人とする保有個人情報一切。（対象年度：令和2年度，探索場所：文書課本課（公文書管理室は含まない））」に係る行政文書